

Contents

1. 【電子署名】コロナ禍における電子署名
2. 【倒産】簡易倒産手続の申請期間の延長
3. 【SGX】シンガポール上場企業取締役の選任・辞任に関するガイドラインの公表

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のシンガポールプラクティス・グループでは、シンガポールの法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1. 【電子署名】コロナ禍における電子署名

1. はじめに

契約書等の文書の締結については、契約当事者の立ち合いのもと原本に署名(wet ink signature)を行うという伝統的な方法ではなく、電子署名で行うという実務がコロナウイルスによるパンデミック発生以前からも一定程度普及していたが、コロナ禍における移動制限やソーシャルディスタンスの導入に伴い、電子署名による文書の締結の必要性が増すこととなった。シンガポール法上、電子署名による文書の締結は認められているものの、一定の状況下及び文書の種類において電子署名が有効であるかどうかについては不確実な部分が残っている。本記事では、文書を電子署名で締結する際の重要な問題と、電子署名で締結できない種類の文書について簡単に紹介する。

2. 文書の電子署名による締結

シンガポール電子取引法(the Electronic Transaction Act (Chapter 88)、 「ETA」)は、電子署名の法的拘束力を認めることを目的として 1998 年 7 月に成立した。ETA 第 8 条によれば、以下の要件を満たしている場合、電子記録上¹の電子署名が有効であるとみなされる旨規定している。

¹ 電子記録とは、ETA 上、情報システム内において、又は他の情報システムへの送信を目的として、電磁的に作成、送受信、保存される記録であると定義されている。したがって、契約書の電磁的なコピーもこの定義に含まれる。

- (1) 署名の方法が、電子記録上の本人の特定及び本人の意思表示の特定のために用いられており、かつ
- (2) 当該署名の方法が
 - (i) 関連する契約を含むすべての状況に照らして、当該電子記録の作成に関して適切であり、信頼性があること、又は
 - (ii) 上記(1)に記載された機能があることが、当該文書及び追加の証拠と共に証明されていること

電子署名が上記の要件を満たす場合、原本への署名(wet ink signature)の代わりとなる。しかしながら、以下に述べるように一定の例外も規定されている。

ETA 第 8 条の文言によれば、電子署名は PDF への署名画像の単純な貼り付けから、専用のソフトウェアを用いたより安全な電子署名に至るまで、多くの方式を許容していると解釈できる。しかしながら ETA 第 8 条は、上記各要件の充足を要求していることに留意する必要がある。とりわけ、紛争発生リスクが高い取引や、取引価額が大きい取引において、電子署名による締結が適切であるか否かを判断することが必要となる。電子署名の偽造又は改ざんを防止するための措置が講じられている必要があることにも注意も払うべきである。

3. ETA における除外事項

ETA 第 4 条によれば、以下の文書及び取引(「除外事項」)には、前述の ETA 第 8 条を含む、ETA 第 II 部が適用されない。

- (1) 遺言の作成又は執行
- (2) 法定信託、擬制信託、推定信託を除く、捺印証書(indenture)、信託宣言(declaration of trust)又は委任状の作成、履行又は執行
- (3) 不動産又は不動産に関する権利の売却その他の処分に関する契約、及び
- (4) 不動産又は不動産に関する権利の譲渡証書

除外事項は、広範な文書及び取引を対象としているようにも思えるが、ETA 第 4 条は、これらの文書が電子署名により締結されることを必ずしも禁止しているわけではないことに留意されたい。すなわち、ETA 第 4 条は、除外事項に関する文書が電子的に有効に作成されていることを証明するために ETA に依拠することができないことを意味するに過ぎない。除外事項に係る文書を電子的に作成すること、又は ETA に依拠することなく署名に関する要件を満たすことは依然として可能である²。この場合、当該文書及び取引に適用される関連法及び法的要件に

² 賃貸借契約の締結に関して、両当事者間の電子メールのやりとりを通じて賃貸借契約が締結されたか否かが争われた事案がある(SM Integrated Transware Pte Ltd v. Schenker Singapore (Pte) Ltd [2005] 2 SLR (R) 651)。賃貸借契約に関しては、シンガポールの民事法(Civil Law Act, 第 43 章)第 6 条(d)上、書面で締結され、かつ当事者により署名されることが成立の要件になっているところ、当該契約は ETA の除外事項に当たるものであるため、上記民事法の要件充足に関して ETA に依拠することはできないことになる。しかしながら、電子的に締結された当該賃貸借契約は、民事法第 6 条(d)の要件を満たしていると判断された。

従う。

情報通信メディア開発庁(Infocomm Media Development Authority、「IMDA」)は、ETA の見直しについて複数回にわたりパブリックコンサルテーションを行った結果、2021 年 3 月 19 日に、除外事項から有価証券、権利証書、為替手形、約束手形、委託販売手形、船荷証券、倉庫証券、又は持参人や受益者が商品の引き渡しや金銭の支払いを請求できる譲渡可能な文書や証書を削除するに至った。IMDA は最近のパブリックコンサルテーションで³、公共の利益に反しない限り⁴、除外事項の大部分を削除することを提案した。これは直近の ETA の改正では完全には実現されなかったが、IMDA は、現在の除外事項を削除する方向で引き続き検討するとコメントしている⁵。これは、デジタル化が進む世界だけでなく、コロナ禍において取引を促進することにつながる歓迎すべき変化である。

4. 証書(Deed)及びその他の問題

シンガポールでは、証書(Deed)について、(i)除外事項の捺印証書(indenture)⁶に該当する可能性があることや、(ii)証書の締結には、証人による物理的な立ち会いが必要となる場合もあるため、証書が電子的に作成される場合、証人はかかる立ち会いを行うことができないといった問題点から、その有効性について法律上明らかになっていない。したがって、この問題に関する取扱いが確立されるまでは、証書の作成又は執行を電子署名により行うことは慎重に検討すべきだと思われる。

上述のように、電子署名は除外事項を除き一般的に ETA で認められているが、その有効性は更に(i)その他の適用法令⁷、又は(ii)当事者間の私的な合意⁸若しくは取決めによって課される形式要件に従うことになる。クロスボーダー取引においては、文書を電子署名により締結できるか否かを決定する際に、文書が使用される外国法域の法律及び文書の使途も考慮に入れなければならない。例えば、公証人の面前で作成される文書、及び/又は外国当局に一定の様式で提出されなければならない文書に関しては、電子署名による締結は採用できない場合が多い。

5. 最後に

電子署名はその便利さにより、特にコロナ禍の現在において人気が高まっている。電子署名の利便性は高いが、当事者は電子署名を行う前に、文書を電子的に署名することの影響とリスクを十分に考慮すべきであり、不確かな

³ IMDA 発行の 2019 年 6 月 27 日付 ETA に関するパブリックコンサルテーションに関する文書

⁴ 上記パブリックコンサルテーションに関する文書の 2.3.2 項及び 2.3.4 項

⁵ <https://www.imda.gov.sg/news-and-events/Media-Room/Media-Releases/2021/Electronic-Transactions-Act-Amended-To-Facilitate-Electronic-Transactions-Providing-Convenience-And-Strengthening-Singapores-Trade-Competitiveness>

⁶ 除外事項のリストに記載されている捺印証書(indenture)という用語は ETA では定義されていないものの、一般的には二者以上の当事者間の拘束力のある文書を広く意味しており、これには証書(deed)が含まれていると解釈できる。

⁷ その他の法律で電子署名の使用が禁止されることがある。例えば、遺言法 (Wills Act、第 352 章)では、遺言者が証人 2 人の立会いの下、各頁の下に署名することを定めている。

⁸ 例えば定款があげられる(定款は実質的には、会社の業務運営に関する会社の株主間の私的な合意である)。会社の定款において、特定の文書に関する締結の要件を定めることができる。

場合には、電子署名を使用して文書に署名することができるかについて弁護士に相談する必要がある。

弁護士 <u>鈴木 洋介</u> 弁護士 <u>Sherman Ng</u>

2. 【倒産】簡易倒産手続の申請期間の延長

2021年7月26日、法務省は、当初2021年7月21日までとしていた簡易倒産手続(Simplified Insolvency Programme、「SIP」)の適用期間を12ヶ月延長し、2022年7月28日までとすることを発表した。

SIPは、倒産、再編及び清算法(Insolvency Restructuring and Dissolution Act of 2018、「IRDA」)に基づいて導入された制度であり、一定の小規模会社(micro and small companies、「MSC」)の債務再編・清算手続きについて、簡易かつ迅速で、低コストな手続を提供することを目的としている。

SIPを利用することができる対象は、一定の小規模会社(MSC)に限られる。具体的には、①年間売上高1,000万シンガポールドル以下であること、②従業員者数30人以下であること、③債権者数50人以下であること、④負債総額200万シンガポールドル以下であること、⑤換価可能な無担保の資産が5万シンガポールドル以下であること(SWUP(以下に定義する。))の場合のみ。)、及び⑥MSCがSIPに適さない状態にないこと(破産手続を開始したか、または他の破産手続中であることを含むがこれらに限定されない。)を全て満たした会社だけがSIPを利用することができる。

SIPは次の2つのプログラムで構成されている。

- (i) 簡易債務再編プログラム (Simplified Debt Restructuring Programme、「SDRP」) -債務再編及び事業再生
- (ii) 簡易清算プログラム (Simplified Winding Up Programme、「SWUP」) -事業の清算

1. 簡易債務再編プログラム(SDRP)

SIPは、IRDAのプレパッケージ・スキームによるスキームオブアレンジメント(「SOA」)を採用し、MSCが債権者と裁判所外で債務整理スキームを作成できるようにしている。プレパッケージ・スキームによるSOAでは、MSCとMSCの債権者との間で債務整理スキームについて合意したあと、シンガポール裁判所に当該スキームの許可の申請をする。これにより、MSCは、スキームを提案するための債権者集会を開催するために裁判所の許可を得る必要がなくなり、裁判所によるヒアリングが1回で済むことになった(通常は債権者集会の開催時と債務整理計画の承認時の2回ヒアリングが必要となる。))。

MSCにSDRPが適用されている間、①債権者に対して自動的にモラトリアム(会社の資産の差押えその他の債権回収の手続の停止)が適用され、また②倒産解除条項の制限⁹が適用される。

⁹ 倒産手続終了までの間、当該倒産手続の開始又は債務者が倒産状態に陥ったことのみを理由として、当該債務者との契約を解

SDRP では、債権者の承認要件についても緩和される。通常の SOA 手続では、債権者の承認は議決権総数の 3/4 が必要であるが、SIP では債権者から取得する承認の要件が緩和され、議決権総数の 2/3 の承認で足りる。

2. 簡易清算プログラム(SWUP)

SIPにより、MSC は Official Receiver¹⁰に対して申請することにより、裁判所への清算申請を経ることなく簡易な清算プロセスである SWUP を利用することが可能となる。もっとも、MSC が SWUP に適さないと判断される場合には、Official Receiver 又は利害関係者の申請により、裁判所命令による清算手続(通常の簡易清算プロセス)に付される。

SWUPにおいては、MSC が清算に必要な費用を支払えないことが見込まれ、MSC の業務について更なる調査を必要としないと清算人が判断した場合、資産の現金化や配当の分配といった清算措置を取ることなく会社を清算することが可能である。SWUP は、開始後 90 日以内に清算を完了することが目標とされている。もっとも、資産の換価が必要な案件については、案件の状況や資産の換価の複雑さに応じて、SWUP の開始後 1 年以内に清算することとされている。

また、SWUPの対象となる企業の特徴を考慮し、清算人の役割も縮小されている。例えば、SWUPの下では債権者集会は開かれず、清算人は会社の権利を保全するためにのみ法的手続を開始することができる。

3. 結語

SIP を使用することで、MSC は、より簡易・迅速に、コスト・パフォーマンスに優れた債務整理・清算のプロセスを利用できるようになった。清算・再生を実行するためのリソースが不足している MSC にとって、SIP の延長は歓迎されるものであり、今後の活発な利用が期待される。

弁護士 <u>山本 純代</u> 弁護士 <u>Hannah Tay</u>

除若しくは変更し、又は返済期限を繰り上げた支払いの請求を行い若しくは期限の利益を喪失させることはできず、これに反する契約上の規定は無効になる。

¹⁰ Official Receiver とは、IRDA 第 17 条 (1) に基づき選任された清算人である。Official Receiver は法務省(Ministry of Law) 内の Insolvency Office の一部門という位置付けであり、SIP の申請先や申請者・債権者に対して通知をする主体は Insolvency Office となる。

3. 【SGX】シンガポール上場企業取締役の選任・辞任に関するガイドラインの公表

2021年7月1日、シンガポール取引所規制会社(SGX RegCo)¹¹は、シンガポール取引所上場企業の実効的な取締役の選任及び辞任に関するガイドラインを、「Regulator's Column」としてウェブサイト上で公表した。その主要なポイントの概要は以下のとおりである。

1. 取締役の受託者としての役割

2018年コーポレート・ガバナンスコード(The 2018 Code of Corporate Governance)¹²は、「取締役は、会社の最善の利益のために客観的に行動し、経営陣にその行動についての説明責任を負わせる受託者である。」旨定めている。かかる取締役の受託者としての役割に鑑み、取締役の選任手続及び辞任に関する開示は特に重要とされており、コーポレート・ガバナンス諮問委員会(Corporate Governance Advisory Committee)¹³によって発行された2021年7月1日付Practice Guidance¹⁴は、取締役の指名プロセスに関するガイドラインを定めている。

2. 取締役の独立性・適格性の検証

Practice Guidanceは、取締役会及び指名委員会は、取締役の独立性に影響を及ぼす可能性のある事情が存在するか否かを検討するべきであり、かかる事情が存在するにもかかわらず取締役の独立性を認める場合には、当該判断の理由を開示すべきであるとしている。

また、Practice Guidanceは、取締役会及び指名委員会は、取締役の適格性を評価する際に、他社の取締役の兼任状況や他に従事している主要な業務を考慮することを推奨している。これを受けて、取締役会の中には、他社の取締役の兼任数や取締役が他の業務に従事することに制限を設けている場合もある。また、各取締役が常勤役員の役職に就任しているかどうか(就任している場合に取締役としての職務遂行に影響があるか否か)が考慮される場合もある。

3. 取締役の辞任に関する開示

取締役を辞任する場合、適時開示システムであるSGXNetを通じて速やかにプレスリリースを公表しなければならない。プレスリリースには、辞任の詳細な理由を記載することが求められており、「個人的な利益を追求するため」、「個人的な理由によって」といった記載では不十分である。

取締役が当該企業のコーポレート・ガバナンス、内部統制等何らかの懸念を有していることを理由に辞任する場合、プレスリリースの中で当該懸念の内容を明らかにしなければならない。例えば、会社戦略や事業計画について他の取締役と同じビジョンを共有することができないことを理由に辞任する場合、当該理由をプレスリリースの中で

¹¹ SGX RegCoは、シンガポール取引所(SGX)の完全子会社であり、SGXに代わって、上場有価証券に関する規制の整備等を行っている。

¹² 2018年コーポレート・ガバナンスコードは、シンガポールにおける実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することを目的としており、「コンプライ・オア・エクスプレイン(Comply or Explain)」の原則が採用されている。

¹³ シンガポール上場企業の実効的なコーポレート・ガバナンスを促進することを目的として、シンガポール通貨金融庁(MAS)によって2019年に設立された組織である。

¹⁴ <https://api2.sgx.com/sites/default/files/2021-06/Practice%20Guidance%20%281%20Jul%202021%29.pdf> 参照。

明らかにしなければならない。辞任の理由が、コーポレート・ガバナンス又は経営上の重大な懸案事項に関するものである場合には、特に詳細な説明を行うことが求められる。

4. 取締役としての過去の実績の確認

指名委員会は、各取締役候補者の適格性を判断するために、シンガポール上場企業の取締役としての過去の実績を確認する等、各取締役候補者について十分なデューデリジェンスを実施しなければならない。例えば、当該候補者が規制当局の調査対象となったことがある、当該候補者が過去にシンガポール上場企業の取締役を辞任したことがあるといった場合には、候補者の適格性について特に確認を行うことが求められる。

取締役が辞任を検討する際には、自らの辞任によって会社が危機的状況に陥ることはないか、会社の懸案事項に対処するためには自らが取締役として留任することが必要ではないか等、自らの辞任に伴う影響を検討することが求められる。例えば、経営危機に陥っている企業においては、監査委員会の欠員を補充することが困難であるため、取締役が監査委員会の一員である場合には、取締役から辞任するべきではない状況といえる。

5. SGX RegCo による監督

SGX RegCo は、会社に問題が発生した際に取締役が会社を「見捨てる」ような行動をとっていないかを監督している。SGX RegCo は、過去に企業を「見捨てた」ことのある人物が取締役に選任されることについて公に照会する権利を有する。この場合、当該企業の指名委員会は SGX RegCo の質問に公に回答しなければならない。かかる回答が十分なものでない場合、SGX RegCo は、当該候補者の指名に異議を唱える裁量を有している。

弁護士 <u>朝倉 亮</u>
弁護士 <u>Henry Tan</u>

-
- 本ニュースレターは、DOP 法律事務所と共同で作成しています。当事務所のシンガポールオフィス (Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP)は、DOP 法律事務所と Formal Law Alliance による提携を行っております。Formal Law Alliance において、当事務所シンガポールオフィスと DOP 法律事務所は、各事務所がプラクティスできる資格を有する業務を行います。シンガポール法にかかる事項については DOP 法律事務所の弁護士がアドバイスを提供いたします。
 - ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記編集者までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
弁護士 長田 真理子(mariko.nagata@amt-law.com)
弁護士 レオン ライアン(leon.ryan@amt-law.com)
弁護士 デイビッド オン (davidong@dop.sg)
弁護士 アデリア オン (adaliaong@dop.sg)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。